

学校耐震化の加速について（文部科学省報道発表資料抜粋）

学校耐震化加速に関するお願い

このほど、学校施設の耐震化に対する国の緊急措置を大幅に拡充することを内容とした「地震防災対策特別措置法改正法」が国会で成立しました。政府としては、これを受けて、学校施設の耐震化の促進に向け、緊急の支援措置を講じることであります。関係各位のこれまでのご尽力に対し感謝いたします。

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。

政府としては、従来から、耐震化の促進に努力してまいりましたが、耐震化率は約6割に留まっており、特に大規模地震により倒壊等の危険性が高い公立小中学校施設が約1万棟あると推計されています。中国四川省の大震災による学校施設の倒壊による大惨事は、大変痛ましい出来事でしたが、日本においても多くの方が、学校施設の耐震化を加速する必要性を痛切にお感じになられたと思います。

大規模地震により倒壊等の危険性の高い施設（Is値0.3未満）については、今後5年を目途に耐震化を図ることを政府の方針としておりますが、私はこれを更に加速し、5年を待たず出来るだけ早期に耐震化を図ることを提唱いたします。特段の事情がない限り、各市町村にも原則3年程度を目標に取り組んでいただきたい。

将来の日本を担う子ども達の命は、かけがえのないものです。また、学校施設は自然災害発生時に住民の生命・安全を守る公共的な防災拠点となる施設です。このことを、あらためて再認識いただき、特にリスクの高いIs値0.3未満の施設の耐震化に緊急に取り組んでいただきたい。

そのために必要な国の財政支援は、このたびの法改正で国会及び政府の強い意志として、大幅に拡充をいたすこととしました。また、私立学校についても、国及び地方公共団体は、地震防災上の配慮をするものとされており、政府としてもこの趣旨を踏まえ、必要な施策を積極的に講じてまいります。

地方公共団体におかれても、広く情報をオープンにし、身近なところから、学校施設の耐震化の重要性を御認識いただき、行動を起こしていただきたい。このことを、所管大臣として強く提唱いたします。

平成20年6月13日

文部科学大臣 渡海紀三朗

学校耐震化加速に関するお願い

(趣旨)

このほど、学校施設の耐震化に対する国の緊急措置を大幅に拡充することを内容とした「地震防災対策特別措置法改正法」が国会で成立しました。政府としては、これを受けて、学校施設の耐震化の促進に向け、緊急の支援措置を講じることとしております。

各地方公共団体におかれても学校施設の耐震化の重要性を御認識いただき、耐震化に緊急に取り組んでいただくようお願いいたします。

市町村の財政負担軽減

1 国庫補助率の更なる嵩上げ（地震防災対策特別措置法の改正）

公立の小学校、中学校、幼稚園、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部、中学部及び幼稚部の Is 値 0.3 未満の校舎、体育館、寄宿舎について

- (1) 耐震補強 (1 / 2 → 2 / 3)
- (2) 改 築 (1 / 3 → 1 / 2)

【注】嵩上げ対象となる改築は、コンクリート強度の問題等やむを得ない事情により、補強での対応を図れないものに限る

2 地方財政措置の拡充

国庫補助率の嵩上げ対象となった施設について

- (1) 起債充当率の拡充
75% → 90% (東海地区並の割合)
- (2) 地方債の元利償還金に対する地方交付税充当割合の拡充
50% → 66.7% (東海地区並の割合)

市町村の取組促進策

- 1 耐震診断の実施の義務づけと、耐震診断の結果(各施設ごとの I_s 値等の耐震性能)の公表の義務づけ(地震防災対策特別措置法の改正)

2 耐震化促進のための人材の確保

都道府県による市町村への技術者のあっせん等を支援(関係省庁(国土交通省)との連携のもと既存の助成制度を活用)

3 公立学校の耐震化に特化したPFIマニュアルの作成、普及啓発

- 4 耐震化の補強設計等を請け負う設計者等の確保に向けた建築士の関係団体への要請(関係省庁(国土交通省)との連携のもと協力を要請)

5 耐震化の実施に合わせた関連整備の促進

耐震化の際、天井の落下やガラスの飛散の防止、あるいは、エコ改修やバリアフリー化への対応、アスベスト対策などを、耐震化と同時に実施することについても配慮

6 耐震化の推進に向けた文部科学大臣及び国土交通大臣からの要請

学校施設の耐震化に向け、文部科学大臣及び国土交通大臣から、公立学校耐震化関係者(都道府県教育委員会及び都道府県建築指導部局並びに建築士団体)に耐震化への要請を行う、「キックオフ・ミーティング」を開催予定

地震防災対策特別措置法改正の要旨

1. 学校設置者である市町村の財政負担軽減のための国の支援措置

国の補助の特例

地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、地震の際に倒壊等の危険性の高い公立小中学校等の建物（Is 値 0.3 未満）について、

- ①地震補強事業については補助率を2/3（現行1/2）
- ②コンクリート強度等の問題により、やむを得ず行う改築事業については補助率を1/2（現行1/3）とする。

2. 市町村の取組促進策

公立小中学校等の建物については、市町村に対し耐震診断の実施と、耐震診断の結果（各建物ごとのIs 値等の耐震性能）の公表を義務付ける。

3. 私立学校への配慮

国及び地方公共団体は、法律の趣旨を踏まえ、私立小中学校等の建物について、地震防災上の配慮をするものとする。

4. 期間

国庫補助率のさらなる引き上げについては、現行の特措法の嵩上げ規定が、平成22年度末までしか規定していないため、3箇年の時限措置とする。

（H20～H22）

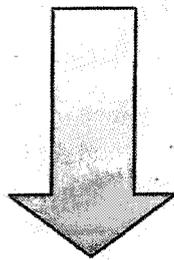
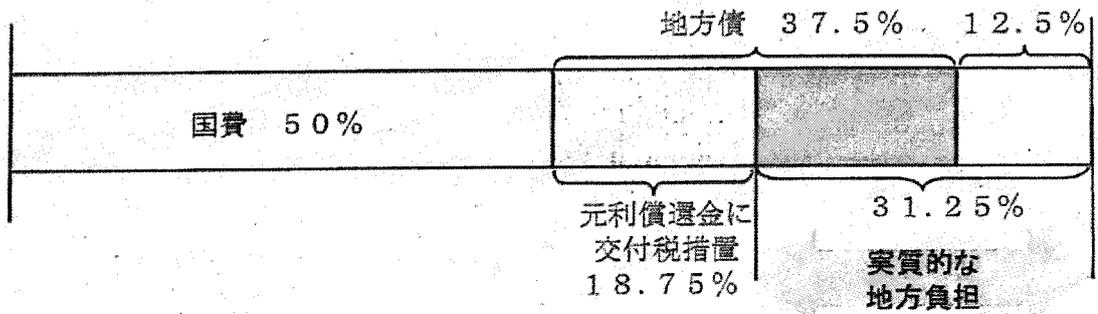
（参考 特措法に基づく現行計画期間 H18～H22）

5. 適用年度

公布日施行。ただし、国庫補助率の嵩上げについての規定は、平成20年度予算から適用する。

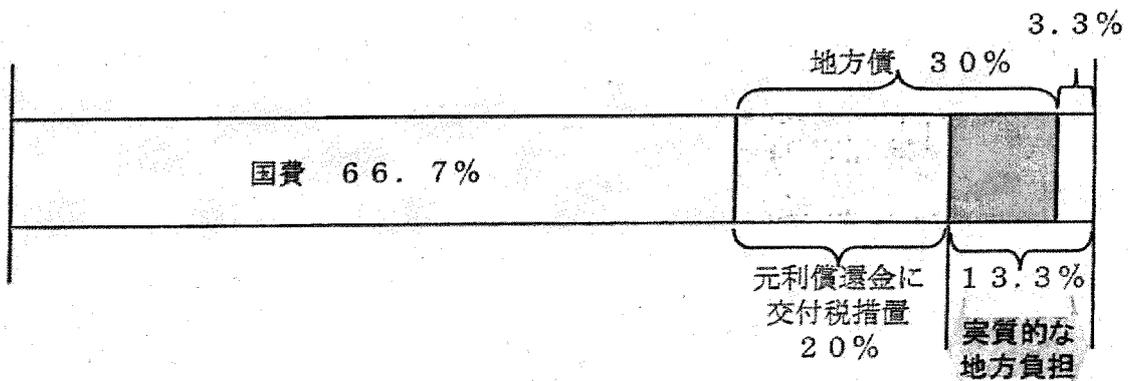
○補強事業の財源内訳

現 行



(国費 16.7% 増)
 (地方 (起債) 7.5% 減)
 (地方 (起債外) 9.2% 減)
 交付税 1.25% 増

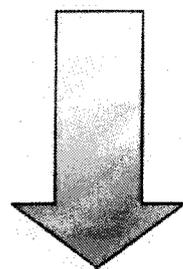
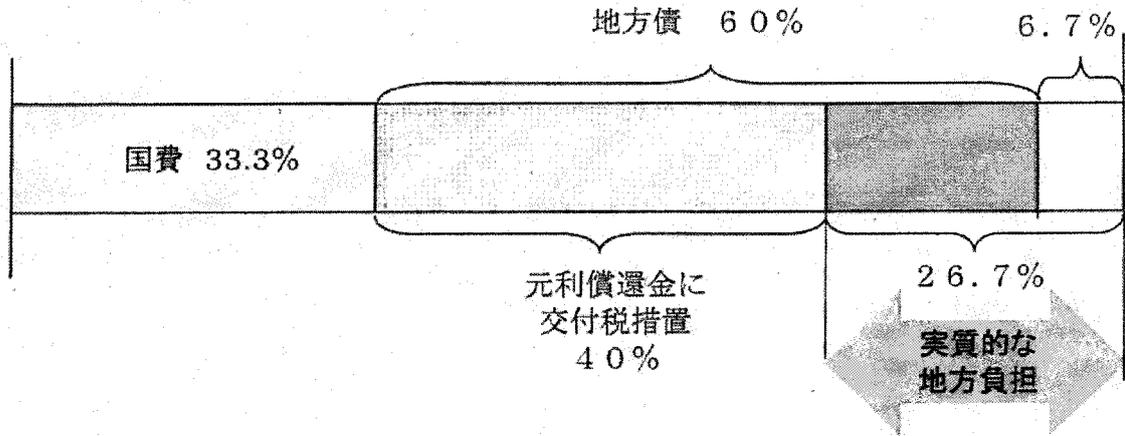
嵩 上 げ 後



(注) 地方財政措置は東海地区並の割合

○改築事業の財源内訳

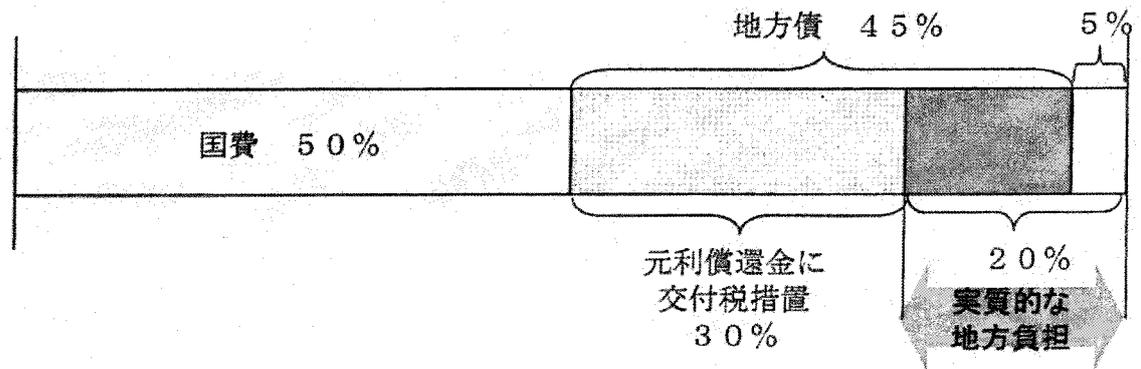
現 行



国費	16.7%	増
地方(起債)	15.0%	減
地方(起債外)	1.7%	減
交付税	10%	減

嵩 上 げ 後

※補助率かさ上げの対象とするのは、コンクリート強度等の問題で、改築で対応せざるをえないものに限る。



(注) 地方財政措置は東海地区並の割合

公立学校の耐震化の推進に向けた 市町村教育委員会等における 技術者確保に対する支援について

市町村

- ・耐震診断の実施
- ・補強設計の検討 等

補強工事
の実施

市町村への技術者のあつせん等による支援
都道府県

- 技術者の確保
 - ・技術者の登録
(耐震改修に知見を有する建築士等)
 - ・講習会の実施
- 技術者の市町村へのあつせん等
 - ・技術者の紹介、あつせん
 - ・技術者情報の提供

助成

助成

協力

建築士の関係団体

助成

要請

国土交通省

文部科学省

補助率: 1/3

補助率: 1/2

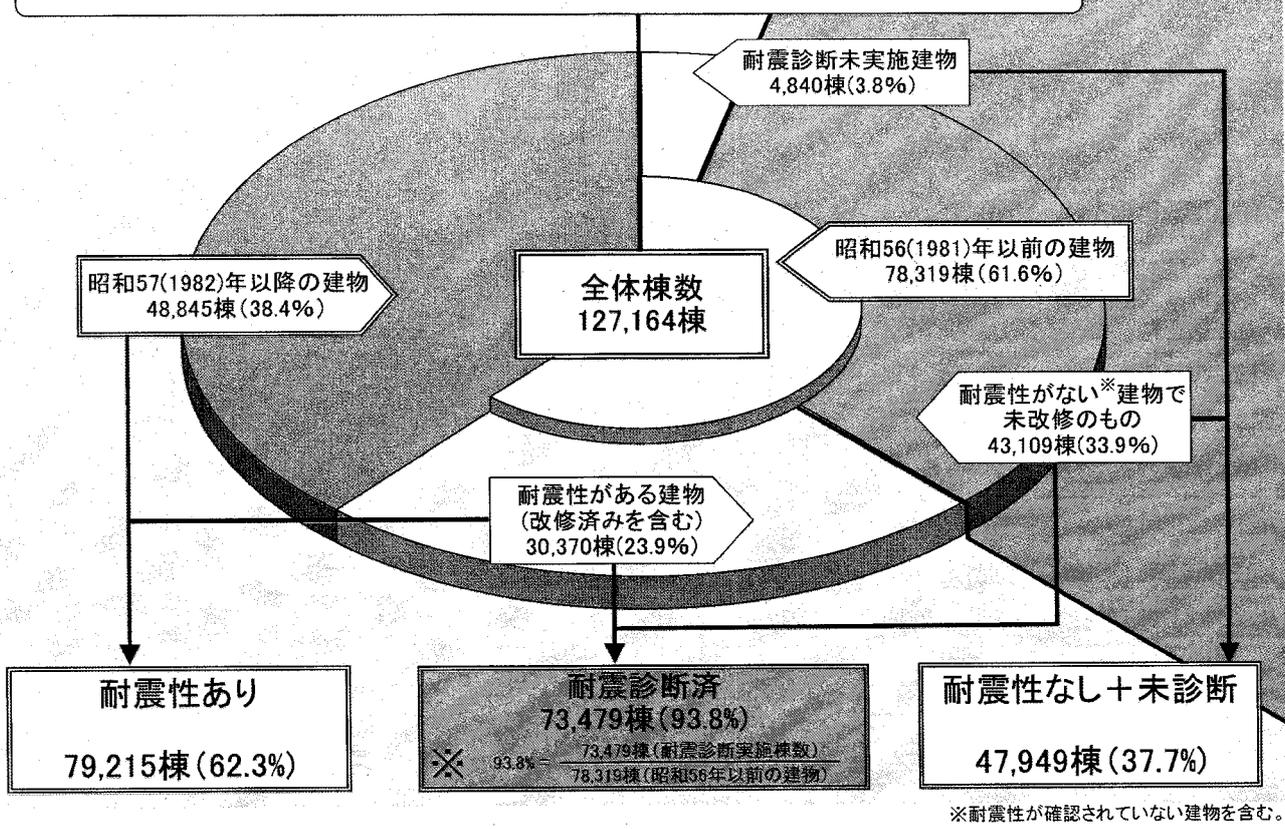
○「住宅・建築物耐震改修等事業」
による補助

○「安全・安心な学校づくり
交付金」による補助

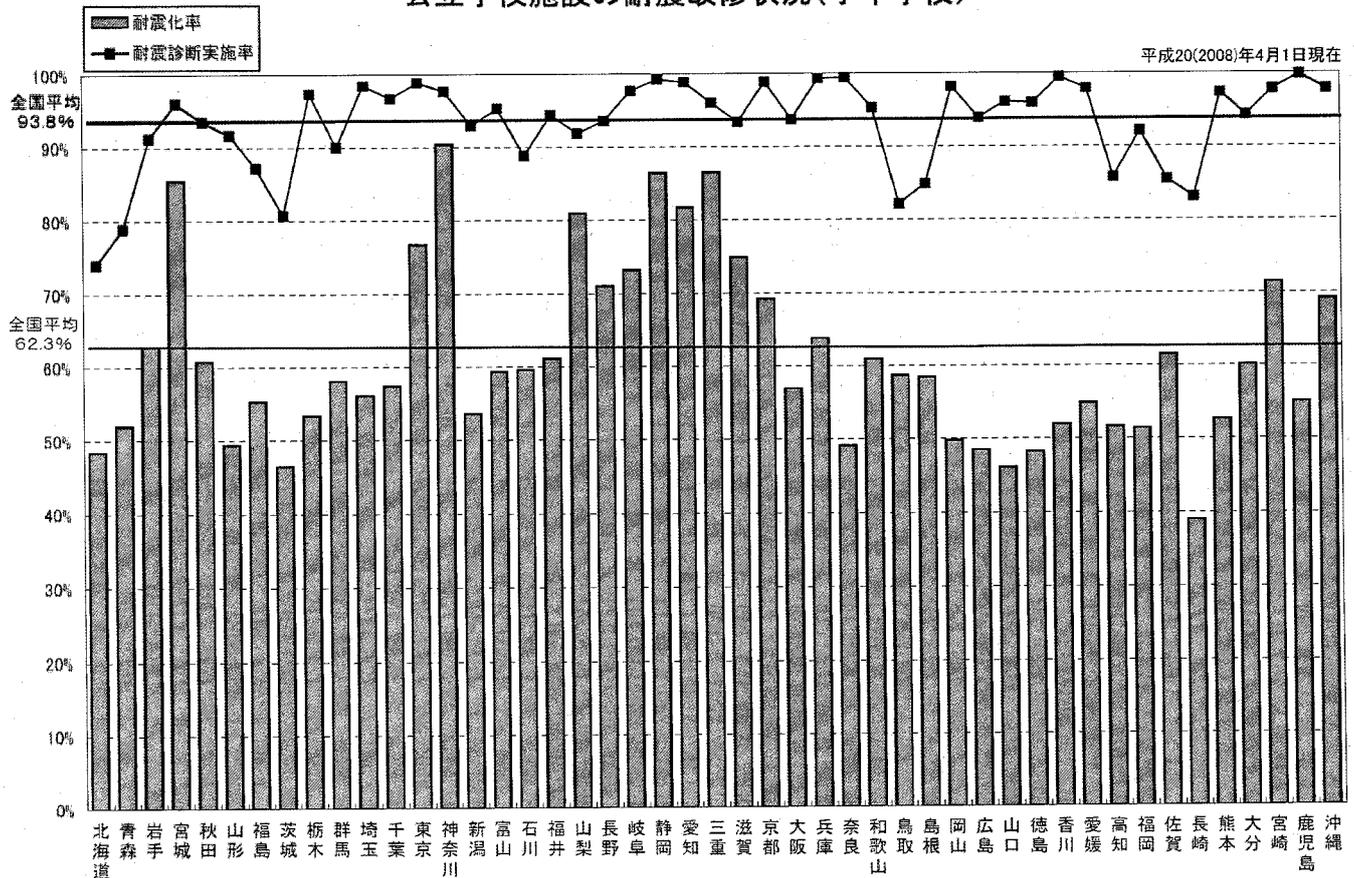
補助率：
 地震補強 1/2又は2/3※
 改築 1/3又は1/2※
 ※ I s 値0.3未満の建物

連携して耐震改修を推進

平成20(2008)年度公立学校施設の耐震改修状況調査による耐震化の状況(小中学校)



公立学校施設の耐震改修状況(小中学校)



住宅・建築物耐震改修等事業の概要

対象	補助率等
耐震診断	<p>補助率:民間が実施する場合: 2/3(国1/3 地方1/3)</p> <p>地方公共団体が実施する場合: 10/10 (住宅:国1/2 地方1/2 建築物:国1/3 地方2/3)</p> <p>〔緊急輸送道沿道の建築物の場合 国1/2 地方1/2〕</p>
耐震改修	<p>地域要件:戸建て住宅:既成市街地で、震災時に倒壊により道路閉塞が生じるおそれのある地区</p> <p>建築物、マンション:全国のDID地区等</p> <p>〔収入分位40%未満の世帯の住宅については、地域要件を適用除外。〕</p> <p>補助率:15.2%(国7.6% 地方7.6%)</p> <p>〔以下については、補助率をかき上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿道の住宅、マンション、建築物 2/3(国1/3 地方1/3) ・避難路沿道等分譲マンション 1/3(国1/6 地方1/6) ・収入分位40%以下の世帯の住宅 23%(国11.5% 地方11.5%)
耐震化の促進に関する事業	<p>補助対象:技術者に対する講習費用、パンフレット作成費、死亡時一括償還型融資使用時の初期費用等</p> <p>補助率:民間が実施する場合: 2/3(国1/3 地方1/3)</p> <p>地方公共団体が実施する場合: 10/10(国1/2 地方1/2)</p>